聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から２週間以内に中部運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号460―8528愛知県名古屋市中区三の丸二丁目２番１号」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる使用者に雇用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む職員（船長を含む。）及び部員に係る特定最低賃金の改正の決定について

２　適用する地域　中部運輸局の管轄区域

３　適用する使用者　旅客運送の用に供する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、上記２の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

⑴　平水区域を航行区域する船舶

⑵　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶

⑶　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの

平成23年７月27日

中部地方交通審議会会長　奥野　信宏

公　告

諸　事　項

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法第52条第１項第３号及び同法第53条第２項の規定に基づき、下記金融商品取引業者に対して、業務の停止を命じたので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

１．商号　新東京シティ証券株式会社

２．本店所在地　東京都渋谷区神宮前六丁目23番２号

３．登録番号　関東財務局長（金商）第96号

４．登録年月日　平成19年９月30日

５．行政処分の年月日　平成23年７月15日

６．行政処分の内容

平成23年７月15日から平成23年10月14日までの間、金融商品取引業に係る全ての業務（顧客取引の結了のための処理など当局が個別に認めたものを除く）を停止すること。

平成23年７月27日

関東財務局長　居戸　利明

金融商品取引業者の営業保証金に係る配当表公告

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第15条の14第５項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社ブンセキ

２．代表者の氏名　代表取締役　浅野　礼子

３．住所　東京都中央区日本橋浜町３－７－１

４．配当表

⑴　権利の実行の対象となる営業保証金の額　5,000,000円　①

⑵　権利の実行に係る申出の総額　997,675円　②

⑶　官報公示費用　47,040円　③

⑷　申出者の人数　13人　④

⑸　申出者への払渡額の算式

各申出額－③／④

（円未満の端数調整を行う場合がある）

※金融商品取引業者営業保証金規則第17条第２項の規定による公示の費用（上記③）については歳入徴収官関東財務局総務部次長に支払うこととし、各申出者への払渡額は、各申出者の還付額から公示の費用の各申出者の負担額を控除した額とする。

平成23年７月27日

関東財務局長　居戸　利明

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２３年（家）第７８６号

神戸市中央区元町通７丁目１番２号ネオ・アージュ神戸元町608号　氏家司法書士総合法務事務所

申立人　氏家　淳志

本籍神戸市灘区倉石通１丁目４番地、最後の住所神戸市灘区弓木町３丁目３番21―403号、死亡の場所神戸市、死亡年月日平成22年９月22日、出生の場所神戸市灘区、出生年月日大正14年12月21日、職業無職

被相続人　亡　大竹八重子

催告期間満了日　平成24年２月10日

神戸家庭裁判所

平成２３年（家）第１０８８号

神戸市北区南五葉１丁目３番19号　シャトータカラ205号

申立人　宮家　史子

本籍香川県仲多度郡多度津町佐柳11番地２、最後の住所神戸市北区鈴蘭台南町６丁目17番26―102号、死亡の場所神戸市北区、死亡年月日平成22年５月15日、出生の場所香川県仲多度郡佐柳島村、出生年月日昭和11年６月28日、職業不詳

被相続人　亡　郡　美智子

催告期間満了日　平成24年２月10日

神戸家庭裁判所

平成２３年（家）第３００６３号

広島県竹原市中央４丁目８番７号

申立人　杉田　　求

本籍広島県竹原市下野町3397番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所広島県竹原市、死亡年月日平成21年７月１日、出生の場所兵庫県神戸市、出生年月日大正15年７月22日、職業無職

被相続人　亡　尾道　正春

催告期間満了日　平成24年２月20日

広島家庭裁判所呉支部

平成２３年（家）第５７１号

徳島市佐古一番町７番３号丸山ビル３階司法書士市民共同事務所

申立人　藤原　実子

本籍徳島県徳島市一宮町南丁305番地、最後の住所徳島県小松島市中田町字新開４番地の１、死亡の場所徳島県小松島市、死亡年月日平成22年５月28日、出生の場所徳島県徳島市、出生年月日昭和51年７月30日、職業無職

被相続人　亡　佐々木英次

催告期間満了日　平成24年２月28日

徳島家庭裁判所

平成２３年（家）第５０９号

熊本市安政町４―19　TM10ビル６階　安政町法律事務所

申立人　弁護士　木原　武士

本籍熊本市渡鹿５丁目11番、最後の住所熊本市渡鹿５丁目11番８号、死亡の場所熊本市、死亡年月日平成18年１月５日頃、出生の場所熊本県上益城郡矢部町、出生年月日昭和31年２月16日、職業自営業

被相続人　亡　山崎　　勲

催告期間満了日　平成24年２月17日

熊本家庭裁判所

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

平成２３年（へ）第３号

東京都杉並区阿佐谷南３丁目７番２号

申立人　日動技研株式会社

代表者代表取締役　佐々木　裕

権利を争う旨の申述の終期　平成23年10月７日

平成23年７月７日　　青森簡易裁判所

（別紙）　目　録

約束手形　１通

手形番号　ＡＥ49750

金額　285,276円

支払期日　平成23年９月13日

支払地　青森市

支払場所　株式会社みちのく銀行青森支店

振出日　平成23年５月13日

振出地　青森市

振出人　株式会社角弘　代表取締役社長　小田桐健藏

受取人　申立人

最終所持人　申立人